

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年10月7日
【会社名】	共同印刷株式会社
【英訳名】	Kyodo Printing Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 稲木 歳明
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川四丁目14番12号
【電話番号】	03(3817)2101
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 渡邊 秀典
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川四丁目14番12号
【電話番号】	03(3817)2101
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 渡邊 秀典
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【届出の対象とした募集金額】	一般募集 5,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	共同印刷株式会社第6回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金5,000百万円
各社債の金額（円）	1億円
発行価額の総額（円）	金5,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	未定 （平成23年10月20日に仮条件の提示を行い、需要状況を勘案したうえで、平成23年10月26日から平成23年10月27日までの間に決定する予定である。）
利払日	毎年5月2日及び11月2日
利息支払の方法	1．利息支払の方法及び期限 （1）本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、平成24年5月2日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年5月及び11月の各2日にその日までの前半か年分を支払う。 （2）利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3）半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 （4）償還期日後は利息をつけない。 2．利息の支払場所 別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	平成28年11月2日
償還の方法	1．償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2．償還の方法及び期限 （1）本社債の元金は、平成28年11月2日にその総額を償還する。 （2）償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3）本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3．償還元金の支払場所 別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成23年10月27日（注）12
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成23年11月2日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	当社は、当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保権を設定する場合には、本社債にも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。したがって、本社債は、当社が国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）以外の債権に対しては劣後することがある。
財務上の特約（その他の条項）	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

（注）

1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）からBBB（トリプルB）の信用格付を平成23年10月26日から平成23年10月27日までの間に取得する予定である。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号 03-3276-3511

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けるとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3. 社債の管理

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

株式会社みずほ銀行

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失う。

- (1) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反したとき。
- (2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違反したとき。
- (3) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

6. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)によりこれを行う。

7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8. 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)6に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえで、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

(1) 本(注)6に定める公告に関する費用

(2) 本(注)9に定める社債権者集会に関する費用

11. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

12. 申込期間については、上記のとおり内定しているが、利率の決定日において正式に決定する予定である。なお、申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがある。当該需要状況の把握期間は最長で平成23年10月20日から平成23年10月27日までを予定しており、実際の利率の決定については、平成23年10月26日から平成23年10月27日までのいずれかの日を予定している。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成23年10月26日」となることがありますのでご注意ください。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
未定 (注)	未定 (注)	未定 (注)	未定 (注)
計	-	5,000	-

(注) 元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち、主たるものはみずほ証券株式会社(東京都千代田区大手町一丁目5番1号)に内定しているが、その他の引受人の氏名又は名称及びその住所並びに各引受人の引受金額、引受けの条件については、平成23年10月21日から平成23年10月25日までの間に決定し、平成23年10月26日から平成23年10月27日までの間に買取引受契約を調印する予定である。

(2)【社債管理の委託】

該当事項なし

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
5,000	33	4,967

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額4,967百万円は、平成23年11月上旬までに、借入金の返済資金に充当する予定であります。なお、この借入金は、平成23年8月18日に償還した第4回無担保社債の償還資金として借り入れたものであります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2【統合財務情報】

該当事項なし

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成23年10月7日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成23年10月7日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（平成23年7月1日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成23年6月29日開催の当社第131期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成23年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金4円

第2号議案 取締役16名選任の件

取締役として、稲木歳明、赤坂洋輔、藤森康彰、三吉幹夫、小笠原誠、松山雅俊、半田正章、清水市司、井戸一喜、大澤春雄、大久保隆司、齋藤文孝、今村敏夫、人見実、梶山正義、渡邊秀典を選任する。

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役として、谷公明、朝比奈治美、小澤優一、公文敬を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率（％）	決議結果
第1号議案	65,422	55	0	99.92	可決
第2号議案					
稲木 歳明	55,656	9,822	0	85.00	可決
赤坂 洋輔	62,993	2,485	0	96.20	可決
藤森 康彰	62,992	2,486	0	96.20	可決
三吉 幹夫	62,982	2,496	0	96.19	可決
小笠原 誠	62,992	2,486	0	96.20	可決
松山 雅俊	62,992	2,486	0	96.20	可決
半田 正章	62,984	2,494	0	96.19	可決
清水 市司	62,993	2,485	0	96.20	可決
井戸 一喜	62,990	2,488	0	96.20	可決
大澤 春雄	62,993	2,485	0	96.20	可決
大久保 隆司	63,680	1,798	0	97.25	可決
齋藤 文孝	64,022	1,456	0	97.78	可決
今村 敏夫	64,023	1,455	0	97.78	可決
人見 実	64,441	1,037	0	98.42	可決
梶山 正義	64,440	1,038	0	98.41	可決
渡邊 秀典	64,523	955	0	98.54	可決
第3号議案					
谷 公明	64,956	522	0	99.20	可決
朝比奈 治美	64,992	486	0	99.26	可決
小澤 優一	65,298	180	0	99.73	可決
公文 敬	61,162	4,316	0	93.41	可決

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案は、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。また、第2号議案および第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算

本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分）に対する事前行使分および当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(平成23年8月1日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成23年7月27日開催の取締役会において、平成23年10月1日を効力発生日として、当社の西日本事業本部（関西事業部・中部事業部）における事業を、会社分割により当社の完全子会社である近畿共同印刷株式会社（以下「近畿共同」といいます）に承継させることを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該吸収分割の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(平成23年3月31日現在)

商号	近畿共同印刷株式会社
本店の所在地	京都府久世郡久御山町栄二丁目1番204号
代表者の氏名	松本 康夫（注）
資本金の額	40百万円
純資産の額	86百万円
総資産の額	539百万円
事業の内容	印刷・データプリント

（注）近畿共同代表取締役社長の松本康夫は平成23年6月29日をもって退任し、同日付で岡田正明が代表取締役社長に就任しました。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
売上高（百万円）	2,027	2,083	1,844
営業利益（百万円）	82	9	108
経常利益（百万円）	57	30	85
当期純利益（百万円）	44	31	82

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
共同印刷株式会社	100

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社が100%出資する子会社であります。
人的関係	当社の従業員2名が近畿共同の取締役を兼務しております。 当社の監査役1名が近畿共同の監査役を兼務しております。
取引関係	当社より近畿共同に印刷物の製造を委託しております。

(2) 当該吸収分割の目的

当社は、西日本事業本部で担ってまいりました販売業務と、関西地区の子会社である近畿共同で担ってまいりました製造業務を一体として運営し、効率化を図る事で、より地域の特性に合致した事業活動を展開いたします。同時に総合印刷業として、西日本地域に製販一体の新体制を構築することで、中期経営計画の経営方針である「事業領域の拡大」を実現してまいります。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

当社を分割会社とし、近畿共同を承継会社とする吸収分割（簡易分割）であります。

吸収分割に係る割当ての内容

近畿共同は当社の完全子会社であるため、本会社分割による株式、その他の金銭等の割当て及び交付は行いません。

その他の吸収分割契約の内容

吸収分割契約の内容は添付資料の通りであります。

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

近畿共同は当社の完全子会社であるため、本会社分割による株式、その他の金銭等の割当て及び交付は行いませんので、該当事項はありません。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	共同印刷西日本株式会社（注）
本店の所在地	京都府久世郡久御山町栄二丁目1番204号
代表者の氏名	岡田 正明
資本金の額	40百万円
純資産の額	1,708百万円（見込）
総資産の額	3,146百万円（見込）
事業の内容	印刷・データプリント

（注）近畿共同は、効力発生日である平成23年10月1日をもって、商号を「共同印刷西日本株式会社」に変更予定です。

平成23年6月30日現在の当社の金額をもとに算定したものであり、効力発生日において変動する可能性があります。

(添付資料)

吸収分割契約書

共同印刷株式会社(以下「甲」という)と近畿共同印刷株式会社(以下「乙」という)とは、甲の事業の一部を乙が承継する吸収分割について、以下のとおり合意する。

第1条(吸収分割)

1. 甲及び乙は、甲を吸収分割会社及び乙を吸収分割承継会社として甲の関西事業部及び中部事業部に属する事業を乙に承継させるため、本契約に従い吸収分割(以下「本件分割」という)を行う。
2. 本件分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下の通りである。
 - (1) 吸収分割会社
商号：共同印刷株式会社
住所：東京都文京区小石川四丁目14番12号
 - (2) 吸収分割承継会社
商号：近畿共同印刷株式会社
住所：京都府久世郡久御山町栄二丁目1番204号

第2条(本件分割に際して交付する金銭等)

本件分割に際して、乙は株式、金銭、その他の財産を交付しないものとする。

第3条(増加すべき乙の資本金及び準備金)

本件分割により増加する乙の資本金、資本準備金、利益準備金の額は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 資本金 | 0円 |
| (2) 資本準備金 | 0円 |
| (3) 利益準備金 | 0円 |

第4条(本件分割により承継する権利義務)

1. 乙は、本件分割により、別紙「承継権利義務明細表」に記載の資産、負債及び権利義務の全部を、効力発生日において甲より承継する。
2. 別紙「承継権利義務明細表」に記載の資産及び負債の評価は、平成23年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎としており、これに効力発生日前日までの増減を加除したうえで確定する。
3. 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。

第5条(効力発生日)

効力発生日は平成23年10月1日とする。但し、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第6条（その他）

(1) 簡易吸収分割

甲及び乙は、会社法784条第3項及び同法796条第3項に基づく簡易吸収分割の方法により、それぞれ本件分割の手続きを実行するものとする。

(2) 善管注意義務

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行及び財産の管理運営を行い、当該財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、事前に甲乙間にて協議するものとする。

(3) 乙の役員任期

乙の取締役及び監査役に就任した者の任期は、本件分割により影響を受けないものとする。

(4) 分割条件の変更及び解除

本契約締結の日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重要な変動を生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的が達成困難となった場合には、甲乙協議の上、本件分割の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

(5) 規定外事項

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙がその写しを保有する。

平成23年7月27日

甲 東京都文京区小石川四丁目14番12号
共同印刷株式会社
代表取締役社長 稲木 歳明

乙 京都府久世郡久御山町栄二丁目1番204号
近畿共同印刷株式会社
代表取締役社長 岡田 正明

(別紙)

承継権利義務明細表

甲 共同印刷株式会社

乙 近畿共同印刷株式会社

1 資産及び負債（見込額）

(1) 資産

流動資産

・現金・預金	305百万円
・受取手形・売掛金	733百万円
・棚卸資産	210百万円
・その他流動資産	14百万円

固定資産

・有形固定資産	
(ア) 土地	540百万円
(イ) 建物・構築物等	685百万円
・無形固定資産	7百万円
・投資その他の資産	
(ア) 投資有価証券	74百万円
(イ) その他の投資	39百万円

(2) 負債

流動負債

・支手及び買掛金	602百万円
・その他の流動負債	24百万円

固定負債	187百万円
------	--------

2 債権債務

本契約書により分割すべき事業（以下、「本件事業」という）に関する債権債務その他契約関係全てを乙が承継することとする。

3 労働契約上の権利義務

本件分割の効力発生日において本件事業に従事する甲の従業員（嘱託及び臨時員を含むが、派遣社員を含まない。以下同じ）との労働契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は本件分割によっては乙に承継されないものとし、甲は本件分割の効力発生日において本件事業に従事する甲の従業員を、甲に在籍させたまま乙に出向させ、以降、乙において本件事業に従事させるものとする。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第131期)	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	平成23年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第132期第1四半期)	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	平成23年8月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部【特別情報】

該当事項なし

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月24日

共同印刷株式会社

取締役会 御中

明和監査法人

代表社員 公認会計士 高品 彰 印
業務執行社員代表社員 公認会計士 川崎 浩 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている共同印刷株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、共同印刷株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、共同印刷株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、共同印刷株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月22日

共同印刷株式会社

取締役会 御中

明和監査法人

代表社員 公認会計士 川崎 浩 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 鈴木 恵介 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている共同印刷株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、共同印刷株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、共同印刷株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、共同印刷株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月12日

共同印刷株式会社
取締役会 御中

明和監査法人

代表社員 公認会計士 川崎 浩 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 鈴木 恵介 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている共同印刷株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、共同印刷株式会社及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月24日

共同印刷株式会社

取締役会 御中

明和監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 高品 彰 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 川崎 浩 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている共同印刷株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第130期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、共同印刷株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年 6月22日

共同印刷株式会社

取締役会 御中

明和監査法人

代表社員 公認会計士 川崎 浩 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 鈴木 恵介 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている共同印刷株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第131期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、共同印刷株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。